

日液協第27～98号

平成28年2月18日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成27年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度の立入検査（第3四半期分）の結果が2月12日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、担当官による口頭注意が3件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2016/02/280212-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

平成27年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入検査実施日	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成27年10月1日(木)	マルハ産業株式会社	青森出張所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
2	平成27年10月19日(月)	日立システムズ・テクノサービス株式会社	亀有コンタクトセンター	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 液石法第28条の規定により、保安機関が液化石油ガス販売事業者と委託契約を締結する際に、相互に交付する一般消費者等の名称のうち、法人に係るものについて、その代表者の氏名が交付されていないものがあった。従って、全ての一般消費者等の名簿を確認し、法人の消費者に係る代表者の氏名が交付されていないものについては、速やかに販売事業者と交付を行うこと。 保安業務を実施しているセンターにおいて、交代制の勤務中、夜間ないし休日に保安業務資格者が誰もいない状況となる時間帯があった。このため、保安業務規程を遵守し、センターには常時1名以上の適確な判断・連絡ができる保安業務資格者を配置すること。 緊急時連絡を受理した記録票兼販売事業者への連絡票において、対応日時の誤記や一般消費者等の名称の間違いがあった他、それを保安業務資格者でないものが確認しているなど管理面に係る不適切なものがあった。従って、保安業務資格者が適切な対応をすとともに、管理に係る運用を見直すこと。 保安教育について、年間計画の策定や実施結果の確認など、社内での保安責任者等の関与が不明確であったので、計画の策定から実施結果の確認までの管理を適切に整備すること。 保安業務資格者については、なるべく社外の講習等を受講し、液化石油ガス保安状況や、事故の状況、法令等の改正状況などの把握に努めること。
3	平成27年10月30日(金)	大陽日酸エネルギー株式会社	中四国支社 広島支店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 保安業務を受託する液化石油ガス販売事業者との受託契約書及び委託を行う保安機関との委託契約書について、それぞれの契約書に日付が記載されていなかったため、委託元の液化石油ガス販売事業者及び委託先の保安機関との間で日付の記載を行った契約書を取り交わすこと。 緊急時連絡の保安業務を委託している保安機関との受委託契約書において、添付する一般消費者等の名簿は、実際に行う保安業務の方法によって一般消費者等を整理できるようにすること。 液石法施行規則第132条に基づく液化石油ガス販売事業報告の届出において、容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の数の記載において、自社実施分の記載をしていなかったため記載すること。また、当該保安業務を委託している保安機関に係る一般消費者等の数の記載について、地点数ではなく、一般消費者等の個々の戸数でカウントし、記載すること。 液石法第14条の規定に基づき、一般消費者等に対して販売契約締結時に交付する書面(以下「14条書面」という。)において、保安業務を委託する保安機関の変更が一般消費者等に通知されていないことや、誤った記載内容の14条書面を交付していたので、早急に正しい記載内容の14条書面を再交付すること。
4	平成27年11月6日(金)	共栄液化瓦斯株式会社	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 保安業務を受託する保安機関との受委託契約書について、液化石油ガス販売事業者の販売所ごとに整理し、当該契約に係る一般消費者等の名簿と併せて適切に管理すること。 一般消費者等の数について、定期的に管理し、液石法施行規則第132条の規定による液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告に正確な数を記載して届出を行うこと。
5	平成27年11月27日(金)	株式会社渡商会	本社	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)